

News Release

令和5年1月実施 自動車共済の仕組改訂等について ～「農業用安全自動車割引」を新設！～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、農業者向け保障拡充の強化等を図るため、令和5年1月1日より、J A共済オリジナルの制度である「農業用安全自動車割引」を始めとする自動車共済の仕組改訂等を実施します。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内します。

1. 仕組改訂等の全体像

農業者の方の一層の保障拡充を図るため、自動車共済について、農業用安全自動車割引の新設や車両損害限定特約の保障拡充等を行います。

また、共済掛金負担の公平性の観点から、割増・割引等級別の共済掛金率について、直近の収支実績に基づいた変更を行います。

（1）農業者向け保障拡充	（2）環境変化等への対応
① 農業用安全自動車割引の新設	① 傷害定額給付条項の引受限度額の引上げ
② 車両損害限定特約の保障範囲等の拡充	② 自動運転事故にかかる所要の対応
③ 車両超過修理費用保障特約の対象車種の拡大	③ W e b 証書およびW e b 継続手続きの導入
	④ 割増・割引等級別の共済掛金率の変更

2. 仕組改訂等の内容

(1) 農業者向け保障拡充

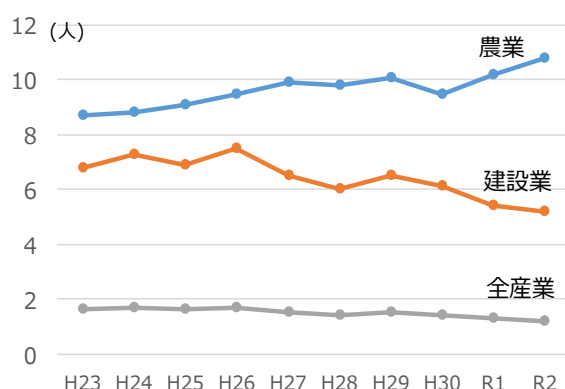
① 【JA共済オリジナル】農業用安全自動車割引の新設



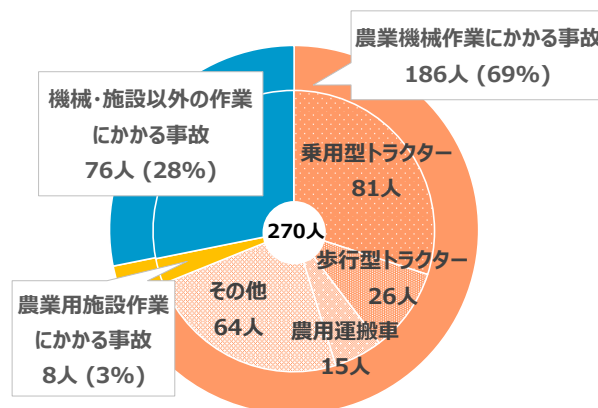
ア. 背景

農業分野では、就業者あたりの農作業事故の死者数は他産業より高く、また、増加傾向にあり、その事故の多くが農業機械作業中の事故である実態から、「農業機械の安全性の向上」および「安全性の高い農業機械の普及」が喫緊の課題となっています。

＜就業者 10 万人当たり死亡事故者数の推移＞ ＜要因別の死亡事故発生状況（令和 2 年）＞



※農林水産省公表



※農林水産省公表

イ. 割引制度の新設

現在、農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、ハード及びソフトの両面から幅広く検討が行われています。農業機械の安全対策の強化の観点からは、農林水産省の所管法人である国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が実施する安全性検査を合格した農業機械の普及を促進する必要がある、「検査合格機に対する共済掛金割引」のような民間での取組みが期待されていました。

JA共済連では、このような状況も考慮し、農研機構から情報提供を受け、農業機械の安全装備と農作業事故の防止や被害軽減の相関に関する分析などを行い、安全性の高い農業機械の普及により農作業事故の削減を図る観点から、「JA共済オリジナルの制度」である「農業用安全自動車割引（農研機構による安全性検査の合格機に対して共済掛金を割り引く制度）」を新設することといたしました。

■ 農業用安全自動車割引の概要

対象車種	農耕作業用大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車 (乗用トラクター、田植機、自脱型コンバインなどが対象)
対象型式	農研機構が行う安全性検査に合格した型式
対象担保	車両、対人、対物、傷害定額、人身傷害
割引率	9% (担保共通)

(注) 安全性検査合格の公表年月に応じて割引の適用開始時期が異なります。

【参考】農研機構の安全性検査について

農研機構では、農業機械の安全性向上を目的として、段階評価を取り入れた安全性検査を実施しています。

- ① 安全性検査は、農業機械や農業施設を対象にして実機を確認しながら安全性が確保されているかどうかを検査する制度です。
- ② 安全性検査の検査項目の1つである安全装備検査では、農業機械や農業施設のあらゆる種類を対象にして、危険源に対する防護や安全装置の装備が国際規格や労働安全関係法規に照らして基準を満たしているかどうかを検査します。検査基準を満たす機械には、基本ランクとして★のマーク（1個）を付けるとともに、検査基準を上回る優れた安全装備を搭載した機械・装置には、上位ランクとして★のマーク（2個）を付けることで、ユーザーが安心してより安全な機械を選べるようにしています。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html>



（注）農業用安全自動車割引では、基本ランク（★1）、上位ランク（★2）ともに割引の対象となります。

② 車両損害限定特約の保障範囲等の拡充

車両損害限定特約において、以下のとおり保障範囲等の拡充を行います。

ア. 保障範囲の拡大

近年、農村部を中心に動物と自動車との衝突事故が増加傾向にあることから、車両損害限定特約の保障範囲に「動物との衝突・接触事故」を新たに追加します。

イ. 対象車種の拡大

台風等の自然災害の多発により、車両損害が増加している状況を踏まえ、農業用自動車等の車両保障の加入促進を図るため、車両損害限定特約の対象車種を拡大します。

■車両損害限定特約の対象車種

現行	改訂後
自家用5車種（注1）	自家用8車種（注2）
	農業用3車種（注3）
	自家用普通貨物自動車 （最大積載量2t超）

（注1）自家用5車種：自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽貨物自動車

（注2）自家用8車種：自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽貨物自動車、自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5t以下）、自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5t超2t以下）、特種用途自動車（キャンピング車）

（注3）農業用3車種：農耕作業用大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、農業用小型特殊自動車

③ 車両超過修理費用保障特約の対象車種の拡大

近年開発されている農業用自動車は、技術進展により高額化しており、事故時に修理費用が車両共済価額（時価額）を超過するケースが想定されます。

その超過した修理費用を保障するため、車両超過修理費用保障特約の対象車種を全車種まで拡大します。

現行	改訂後
自家用 8 車種	全車種

（２）環境変化等への対応

① 傷害定額給付条項の引受限度額の引上げ

現行の傷害定額給付条項における引受限度額は、車種によって異なっていますが、車種に関わらず十分な保障提供ができるよう、引受限度額を一律 1,000 万円に引き上げます。

	現行	改訂後
二輪・原付	500 万円	1,000 万円
上記以外	1,000 万円	1,000 万円

② 自動運転事項にかかる所要の対応

今後、自動運転自動車が普及していくことを見据え、自動運転中の事故に対する所要の対応を行います。

ア．ノーカウント事故の取扱いの変更

自動運転中の事故については、ノーカウント事故^{（注）}として事故件数に含まないよう取扱いを変更します。

（注）自動運転中の事故であっても、1 等級ダウン事故に該当する事故の場合は 1 等級ダウン事故として取扱いします。

イ．事故発生時における被共済者の義務の明確化

（ア）事故発生時の義務として自動運行装置の作動状況（ON/OFF）の通知を求める旨を共済約款に明記します。

（イ）共済金の請求に際して自動運行装置の作動状況に関するデータの提出または組合が行う調査への協力を求める旨を共済約款に明記します。

③ W e b 証書およびW e b 継続手続きの導入

W e b マイページにおいて、契約手続き等にかかる利便性のさらなる向上を図るため、「共済証書の発行（W e b 証書）」および「自動車共済の継続手続き（W e b 継続手続き）」を導入します。

「W e b 証書」

契約者のパソコンやスマートフォン等の電子端末を使用し、W e b マイページ上で電子証書を表示するという書面による共済証書の発行・交付を行わない方法を指します。

「W e b 継続手続き」

契約者のパソコンやスマートフォン等の電子端末を使用し、自身のW e b マイページ上で自動車共済の継続手続きを行っていただく方法を指します。

④ 割増・割引等級別の共済掛金率の変更

直近の収支実績に基づき、割増・割引等級別の共済掛金率を変更します。

J A 共済連では、今後も組合員・利用者を取り巻く環境の変化や社会的要請に応じていくため、仕組改訂等の対応をまいります。特に、農業者向け保障においては、農研機構と連携し、お互いが有する知見を活かして開発した仕組み・コンテンツを通じて、農作業事故を1件でも減らし、持続可能な農業に貢献してまいります。

以 上